

後志利別川整備計画検討委員会設置要領

(設置及び目的)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項に基づき、国土交通省北海道開発局長(以下「開発局長」という。)が定める「後志利別川水系河川整備計画(大臣管理区間)」について、当該計画の案を作成するに当たり、同法同条第3項に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に後志利別川整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、後志利別川の整備の現状と将来像を考慮し、当該計画の案を作成するに当たり、開発局長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから開発局長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の会務を総括する。
- 5 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開で行うものとし、公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、函館開発建設部に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年10月3日から施行する。